

犯罪被害者等への支援の充実を求める意見書

2004年に犯罪被害者等基本法が成立し、犯罪被害者等は「個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」ことが宣言され、犯罪被害者等への支援施策は一定の前進を果たした。しかしながら、犯罪被害者等の多種多様な要請に応えられるだけの社会的環境の整備は、いまだ十分になされているとは言い難い。

例えば、被害を受けた直後から公費負担によって弁護士の支援を受けることができる制度や、犯罪等により生じた損害の賠償を受けられることを国が補償する制度といった、財政支援措置を必要とする施策はいまだに実現されていない。

ついては、国におかれては、犯罪被害者等の権利に対応して、たゆまず支援施策の充実を進めていく責務を負っていることを踏まえ、犯罪被害者等への支援の充実を図るため、次の事項を早急に実施するよう強く要望する。

- 1 犯罪被害者等が民事訴訟等を通じて迅速かつ確実に損害の賠償を受けられるよう、損害回復の実効性を確保するための必要な措置を講じること。
- 2 新たに犯罪被害者等補償法を制定するなど、犯罪被害者等に対する経済的支援を充実させるとともに、手続的な負担を軽減するための施策を講じること。
- 3 犯罪被害者等の誰もが、事件発生直後から弁護士による法的支援を受けられるよう、公費負担による被害者支援弁護士制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月21日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	山 東 昭 子 殿
内閣総理大臣	菅 義 偉 殿
財務大臣	麻 生 太 郎 殿
総務大臣	武 田 良 太 殿
法務大臣	上 川 陽 子 殿
厚生労働大臣	田 村 憲 久 殿
国土交通大臣	赤 羽 一 嘉 殿
内閣官房長官	加 藤 勝 信 殿
国家公安委員会委員長	小此木 八 郎 殿

京都府議会議長 田 中 英 夫